

全国森林計画(案)に対する意見の要旨及び当該意見の処理の結果

処理の結果の凡例及び項目数

1:趣旨を取り入れているもの	4項目
2:趣旨の一部を取り入れているもの	9項目
3:修正するもの	1項目
4:今後の検討課題等	18項目

該当箇所	意見の要旨	処理の結果	処理の理由等
まえがき	森林資源の例示の中に特用林産物に対する基本を入れてほしい。	4	例示の箇所は森林の総合利用に関する記述であるので原文のとおりとさせていただきます。
まえがき	森林の公益的機能の価値を数値的に盛り込んだ形で表現した方が説得力がある。	4	評価額については、現在、日本学術会議に諮っております。
1 森林の整備の基本的な考え方	別表1に示されている「森林と人との共生林」に対する基本方針の具体的事項に国民に理解の場を普及させる為に新森林公園構想を盛り込むことを提案する。	4	今後の検討課題であると考えております。
1 森林の整備の基本的な考え方	森林所有者の意向を十分汲み取り、所有者の知らない内に3区分することのないよう、目的・施業・造り上げる森林の姿等をよく説明するよう県を指導されたい。	1	森林所有者等の意向をよく聴いて行うよう都道府県を通じて市町村を指導することとしております。
1 森林の整備の基本的な考え方	計画の実効性を高めるための施策の充実、予算の確保を期待する。	1	そのように取り組んで参りたい。
1 森林の整備の基本的な考え方	森林区分として、「水土保全林」、「森林と人との共生林」、「資源の循環利用林」となっているが、民有林について、どういう考え方で区分するのか、それぞれの森林所有者の所得をどう補償するか等の考え方はあるのか。	4	森林の区分は、望ましい森林の姿に誘導するためのもので、規制を強いるものではないことから所得の補償という考え方はありません。なお、区分にあたっては、国民の生命及び財産に関わる森林整備を最優先し、次に生活に潤いを与え、自然環境の保全に資する森林整備を優先することを基本として考えております。
2 森林整備の目標	「天然力を活用した施業」とあるが生態系の低下や種の多様性の喪失を引き起こす可能性が大きいと、天然力を活用する場合は生態系の低下のないようその都度モニタリング調査を行うべき。	4	天然力を活用することによりの確な更新及び森林の諸機能の維持増進が図られる場合に行うもので、特に天然力を活用した施業が生態系の質的低下や種の多様性の喪失を引き起こす可能性が大きいとは考えておりません。
2 森林整備の目標	林業就業人口の減少と生態系の保護を勘案し育成単層林面積と育成複層林面積を減じ、天然生林面積を増やすべき。	1	各広域流域の自然的、社会経済的な特質、森林の有する公益的機能の高度発揮に対する要請、木材需要の動向、森林の構成等に配慮のうえ到達すべき森林資源の状態として定めたものであります。

2 森林整備の目標	第2表において、森林整備の目標が計画されているが、広域流域単位での数値であり、是非の判断は全く分からない。県単位の計画量が示されないか。	4	森林の有する諸機能は主として流域を基本的な単位として発揮されるものであることから、全国森林計画においては、広域流域別の計画量を示すこととしております。
2 森林整備の目標	第3表においても同様に分かりにくい。	4	森林の有する諸機能は主として流域を基本的な単位として発揮されるものであることから、全国森林計画においては、広域流域別の計画量を示すこととしております。
2 森林整備の目標	育成複層林面積は、実行可能な計画量か。大き過ぎるとの声がある。	4	補助事業等を活用して積極的に取り組んでいきたいと考えております。
2 森林整備の目標	3区分別整備対象面積(参考)の森林と人との共生林の占める割合が20%強であるが、こんなに必要はないのではないか。	4	保安林や自然公園等の指定状況等を考慮のうえ、参考として示したもので、具体的には地域の実情を踏まえて市町村森林整備計画において区分することとしております。
1 施業に関する基本的事項	もっと取組み方、搬出の具体例、材の利用まで踏み込んだ文章とし、森林計画においても推進の取組を宣言すべきではないのか。	4	具体的な施業方法等については、地域森林計画及び市町村森林整備計画において地域の実情等を踏まえて定められることとなります。
1(1) 施業方法	育成単層林施業について「伐採跡地には郷土樹種や広葉樹も考慮に入れる」とあるが、手入れができない育成単層林については積極的に天然林への転換を図るべき。	2	的確な更新により裸地状態を早急に解消するための植栽について記述してあるもので、その後の施業については積極的に天然力を活用すべき場合もあると考えております。
1(1) 施業方法	育成複層林施業については、天然林を育成複層林に転換するのではなく、人工林をより積極的に育成複層林に転換することを明記すべき。	2	育成複層林施業は、人為と天然力の適切な組み合わせにより実施することとしており、天然力の活用も含め人工林から育成複層林への転換を推進することとしております。
1(1) 施業方法	天然生林施業については、天然林率が年々減少しているため、自然環境の保持、生物多様性の維持のためにも原則として禁伐とすべき。施業が必要な場合は生態系に及ぼす影響をモニタリング調査すること。	2	国土の保全、自然環境の保全、種の保存等のために禁伐その他の施業を行う必要のある森林については、その目的に応じて適切な施業を行うものとしております。
1(2) 森林の保護・管理	現場では、森林所有者は鹿被害、松くい虫被害の防止に大変苦勞をしている。効果のある対策の例示ができないか。	2	本項目においては、全般的な記述をしており、そのための具体的な施策についてはそれぞれの充実に努めていく考えであります。
2 資源の循環利用林の施業に関する事項	「適切な造林、保育・間伐を推進し」に修正、第1表の表現と統一する。	3	ご提案を踏まえ修正します。
2 資源の循環利用林の施業に関する事項	「群状・帯状の抜き伐りと集約的な作業等」に修正、例示は手法の1つにすぎないことから「等」を追加する。	2	積極的な施業による誘導の例示であり、原文のとおりとさせていただきます。
2(2) 森林と人との共生林	森林が果たす食生活の創造への関与(たとえば「きのこ」「栗等の果実」等)について機能別施業森林の設定と考え方にも言及してもらいたい。	4	今後の検討課題であると考えております。
2(2) 森林と人との共生林	「森林の景観の向上」や「広葉樹林など、美しく快適な森林空間」とあるが、みかけよりも生態系の豊かな景観を重視すべき。	2	森林の構成を維持し、樹種の多様性を増進する森林施業を推進することとしており、生態系よりもみかけを重視するものではありません。

2(2) 森林と人との共生 林	里山林の整備にあたり、択伐・間伐を行う場合は生態系を損なわないための科学的データに基づいて行うべき。	4	森林構成の維持を基本とした施業を継続的に実施するほか、求められる効果に最も適合した森林の姿になるよう、状況に応じた施業を行うことにしております。
1 林道の開設に関する 計画	計画量の是非は別にして、従前の30mを50mに引き上げられたことは、道のない造林地がほとんどだけに喜ばしいことである。	2	林道と継続的な使用に供する作業道等の適切な組み合わせによる林内路網として整理したものであります。
1 林道の開設に関する 計画	森を広域にわたって分断する「大規模林道」は生態系の分断や生物の多様性を大きく損なうため中止すべき。	2	林道がなければ森林に到達できず、森林の適切な管理のために基幹的な林道の整備は不可欠であり、公団の技術を活用し、自然環境の保全に配慮した林道(エコリンドー)として施行することにしております。
(2) 林業に従事する者の 養成及び確保	民有林の整備等に関して、山村地域の過疎化、森林所有者の高齢化等による担い手不足で非常に深刻な状況に陥っているので、この側面からの施策を含めた計画であってほしい。	1	地域の林業の担い手となり得る林業経営体及び林業事業体の育成や林業事業体への新規就業の円滑化のための支援措置を促進するものとしております。
(3) 林業機械化の促進	おおいに期待しているが、計画末の普及状況など到達目標を明記すべきである。	4	今後の検討課題であると考えております。
2 保健機能森林の整備 の方針	「多様な施業を積極的に実施」「快適な森林環境のために間伐・除伐を積極的に行う」とあるが、生態系を損なわないようモニタリング調査を行うべき。また、保健機能森林については間伐・除伐は「積極的に行う」べきではなく「最小限に止めるべき」。	2	自然環境の保全及び森林の有する諸機能の保全に配慮しつつ実施することとしております。
全般	森林計画制度は、計画内容と現場の実状、計画制度とその運用に大きな乖離・ズレがあり、全国森林計画に対する県民の理解といったことは不可能であろう。	4	全国森林計画は、地域森林計画、市町村森林整備計画の規範となるものであり、全国の森林の整備に関する基本的な項目等を明らかにするものであることをご理解願います。
全般	「重視すべき機能に応じた森林施業の実施」については目新しいが、他は分かっていることの記述で、何を訴え、どうした効果があり、この計画により森林所有者は大きな希望が湧くといったものを感じなかった。	4	全国森林計画は、地域森林計画、市町村森林整備計画の規範となるものであり、全国の森林の整備に関する基本的な事項等を明らかにするものであることをご理解願います。
全般	全国森林計画の下部計画として、地域森林計画制度があるが、これとて理解し難く、計画数値にしても、森林計画区で計画期間のズレがあり、計画期間の同一化、県下1本の計画量等が分かる計画制度とされたい。	4	都道府県における事務の平準化等の観点から計画期間がズレているものであり、ご理解を願います。
全般	国民に広く意見を聞かれることは、大変好ましいことである。開かれた林野庁の感がする。ただ、残念なのは資料を入手して意見を提出するまでの日時があまりにも短期日である。	4	本計画を10月下旬までに策定しなければならないこともあり、9日間の募集期間となりましたことをご了承願います。
全般	森林機能を高度に発揮するための労働力の確保、必要作業の遂行を担い、さらには将来の担い手の育成プログラムを兼ね備えた新しい森林整備主体 Japan Conservation Corps の創設を提案する。	4	森林整備の労働力の確保は地域雇用の観点から各都道府県が主体となって取り組むべきと考えますが、新しい森林整備主体については、今後とも検討してまいります。